

## 第15回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年8月31日（水）  
9時27分から11時06分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 15名  
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・4名 谷口久光会長 山元陸愛会長代理 山口光彦委員  
木佐貫睦子委員
- 5 議事  
議案第1号 農地法第3条の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
議案第4号 農業委員の辞任に係る同意について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

### 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:27	議 長 (田 端)	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第15回日南市農業委員会総会を開会いたします。谷口久光会長、18番山元陸愛会長代理、16番山口光彦委員、8番木佐貫睦子委員より欠席届が提出されています。日南市農業委員会会議規則第3条3項及び4項の規定により、最年長者の私が議長をさせていただきます。ただ今の出席農業委員は15名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に9番谷口宏文委員、10番稲山富保委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程によ

事務局	<p>り進めさせていただきます。本日は議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第4号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。</p>
事務局	<p>提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いします。総会資料2ページ議案第2号農地法第5条の許可申請につきまして、受付番号1番と3番につきましては、申請者本人から取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました6件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から4番、6番は営規模拡大のため、受付番号5番は耕作に便利なためとなっております。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました7件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号2番、7番、8番は植林のため、受付番号4番、5番は宅地分譲用地のため、受付番号6番は建築資材置場用地のため、受付番号9番は、一般個人住宅用地のためとなっております。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、23件について、審議していただきますよう提案いたします。申</p>

	事務局	<p>請の内容についてですが、新規の利用権設定が4件、更新の利用権設定が2件、所有権移転が2件、中間管理権設定が15件となっております。</p> <p>次に、議案第4号、農業委員の辞任に係る同意についてですが、農業委員から市長宛てに退職願が提出された場合、農業委員会の同意が必要でありますので、審議していただきますよう提案いたします。なお、辞任理由等につきましては、議案書記載のとおりですが、詳細につきましては、全体審査の際に説明いたします。</p> <p>以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
	議長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 (各会場にて)
10:10	議長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について6件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。8月24日、譲受人の息子さん立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷5区下永野地区にある農地の一面です。7月総会の農地法3条

金丸	<p>受付番号1番の隣接地になります。譲受人の依頼で今回の申請となりました。譲受人の孫が就農することになり経営規模拡大することです。ご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号2番については、私が説明します。</p>
田端	<p>受付番号2番について説明します。8月25日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、現地確認しました。申請地は、吾田地区星倉で、宮ノ前児童公園から北西に約200mの住宅地の中の畑です。譲渡人、譲受人双方宮崎市在住で、譲受人は、空家となっていた家屋と宅地及び隣接する申請地を一括して購入したところ、地目が畑であった為申請するものです。譲受人は、宮崎市でいちご栽培をされていますが、日南市に転居し、いちごの農繁期以外は日南で農業をしたいとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。</p>
平賀	<p>はい、14番平賀です。受付番号3番について説明します。8月27日、譲受人及び代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、東郷地区殿所の日高嶋で、東九州自動車道東郷インターチェンジから県道風田星倉線を運動公園方面に約200m進み、日高嶋橋を過ぎて約40mの所にある県道沿いの左側の畑です。共有である譲渡人の1人は譲受人の義父で、経営規模縮小です。もう1人の譲渡人は県外在住で電話を何度も掛けましたが、連絡が取れませんでした。譲受人は兼業農家で12月出荷の渋柿を中心に農業経営をしており、農地も適切に管理されています。取得後は、渋柿を植栽されるそうです。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。</p>
谷元	<p>はい、15番谷元です。受付番号4番について説明します。8月26日、現地調査しました。譲受人は兼業農家で、譲渡人は離農者です。申請地は、北郷町郷之原一ノ瀬で県道猪八重線のリゾートホテル入口から市道猪八重線に入り、住吉神社から約150m先の譲受人の住</p>

10:21	谷 元	宅に隣接する畑です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお 願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 5 番について説明します。8 月 26 日、譲渡人、譲受人に連絡を取り現地確認しました。申請地は南郷 町潟上で、潟上小学校から串間方面へ県道を約 3 km 進んだ潟上中地 区伊崎野集落入口左側の水田の一面です。譲渡人は、昨年ご主人が 亡くなり後継者もないということで、手放すということになった ようです。譲受人は、水稻と果樹の専業農家です。問題ないと思 います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 6 番について説明します。8 月 28 日、譲渡人、譲受人に連絡を取り現 地確認しました。申請地は南郷町上津屋野地区にあるみかん畑の一 画です。譲受人は、津屋野地区と串間市市木で約 8ha のみかん栽培 をする専業農家です。現在 2 名の研修生も受け入れています。申請 地は譲受人の畑と隣接しています。譲渡人は、経営規模縮小です。 問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手 をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可 することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の許可申請について 7 件の審議 をお願いします。それでは、受付番号 2 番について、担当委員より 報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 2 番について説明します。8 月 24

金丸	<p>日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷3区で、上津留地区にある共同墓地から南西に約100mの所にある山林です。譲渡人から依頼があり所有権移転の際、地目変更がされていないことが判明し今回の申請となったようです。今後も、山林として適正管理していくとのこと。周囲に影響を与える農地はなく、始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。</p>
山本	<p>はい、17番山本です。受付番号4番について説明します。8月27日、譲渡人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区西弁分一丁目です。宅配会社配送センターの県道を挟んだ向かい側になります。譲渡人は高齢で管理できない為手放すとのこと。譲受人は建築業者で申請地に2区画の分譲地を造成して販売する計画です。なお、建築にあたっては、隣接地との境界にはブロック塀を設置し、近隣の農地に影響を及ぼすことのない様にします。汚水、生活排水は合併浄化槽を設置し側溝へ流し、雨水は枳を設置し集水を側溝に流す計画です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号5番については、私が報告します。</p>
田端	<p>受付番号5番について説明します。申請地は吾田地区星倉で、県営平部ヶ下住宅の正面で、市道楠原平野線とJR日南線との間の農地です。譲渡人3人からの依頼で宅建会社に売買が決まり今回の申請となりました。譲受人には8月25日に連絡し、隣接地に入り組んだ所があるため、造成で周囲に影響を与えることのないように、申請図面どおり埋め立てをし、側溝も計画どおり設置するよう指導しました。間違いのないように工事しますとの譲受人の回答を得ております。今後も工事の状況を注視していきたいと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。</p>
歌津	<p>はい、12番歌津です。受付番号6番について説明します。8月25</p>

	歌 津	<p>日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区平山で、国道 222 号線丸山交差点から駒宮神社方面へ進み、有料老人ホームから左に入った左手の畑です。譲受人は建築業者で、木材乾燥場として使用することです。申請地は、市道、農地、宅地に囲まれた土地で、雨水は現在と同じ様に側溝に流し、隣接する北側の農地とは高低差がありますが、雨水が流出しないように傾斜を設けて利用することです。譲渡人には 8 月 24 日確認しました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
	議 長	<p>続きますして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願ひます。</p>
	平 方	<p>はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 7 番について説明します。申請地は、東郷地区松永池田迫で、県道 27 号線から山間部へ約 1.5 km 入った所です。8 月 29 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。地目は畑 3 筆になっていますが、現況は、杉と雑木に囲まれた山林です。申請地の境界までは伐採作業中で危険で立ち入れない状況でしたので、周辺から譲受人の説明を受け確認しました。譲渡人には、電話で確認し、管理できる状態ではなく譲受人に任せているとのことでした。今回の売買で地目が畑であることが判明し、申請に至ったとのことです。伐採後は植林し、適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
	議 長	<p>続きますして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願ひます。</p>
	高 崎	<p>はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 8 番について説明します。8 月 27 日、譲受人に電話確認し現地調査しました。申請地は、北郷地区北河内で、県道都城北郷線を都城方面へ向い、広河原大橋手前の左手、県道と広渡川を挟む山林一帯の中の 2 筆です。譲受人の山林を囲むように当該地があります。譲渡人に電話で確認したところ、昭和 63 年頃に無断で植林し、平成 12 年に相続し、今回山林をすべて処分するにあたり、登記地目が田であることが判明し、申請となったようです。始末書も添付されています。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>

10:29	議 長	続きます、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号9番について説明します。8月28日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、現地確認しました。申請地は、南郷町中村で、JA南郷支所の裏になります。譲受人は、現在アパート暮らしで実家の近くに家を建築したく、譲渡人に相談し今回の申請となりました。申請地の隣接地には、旅館、民家等があり、生産牛を営む譲渡人は、畑に堆肥を散布できず、大型機械の音もうるさく思うように作業ができないとのことで売却することになりました。周囲に農地はありません。申請地には、住宅を建築予定で、周囲はブロック塀を設置し、汚水は合併浄化槽を設置するとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農用地利用集積計画について23件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。8月24日、借受者に電話確認し現地調査しました。申請地は、東郷地区東弁分で、東九州自動車道東郷インターチェンジから南東へ約300mの所にある農地です。借受者は認定新規就農者で、隣接するハウスも購入し、促成ピーマンを栽培する予定です。申請地には露地野菜を栽培する予定です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きます、受付番号2番について、担当委員より報告願います。

谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 2 番について説明します。借受者は、生産牛、露地野菜栽培を営んでいる認定農業者です。貸付者は離農者です。申請地は北郷町郷之原地区で、県道猪八重線と高速道路の中間地点に位置する農地です。以前から借受者が作付けしており、現在も適正に管理されていて問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 3 番について説明します。8 月 26 日、借受者に確認し、8 月 29 日に貸付者に確認し現地調査しました。申請地は、南郷町瀧上地区で、瀧上小学校から 3 km 程串間方面へ進んだ、瀧上中地区伊崎野集落の南側に広がる果樹園の一画です。2 年前に借り手が亡くなり荒れていましたが、今回の借受者が現在、適正に管理されています。借受人は、果樹、水稻の専業農家で問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 4 番について説明します。8 月 26 日、貸付者、借受者に確認し現地調査しました。申請地は、南郷町榎原地区で、国道 220 号線を南郷から串間方面へ向うと左手にドライブインがあります。そこから西に約 2 km の所にある畑です。貸付者、借受者は親子関係で、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 5 番について説明します。借受者は、受付番号 2 番と同じ方で、生産牛、露地野菜で農業を営んでいる認定農業者です。貸付者は離農者です。申請地は北郷町郷之原地区で、県道猪八重線と高速道路の中間地点に位置する農地です。以前から借受者が作付けしており、現在も適正に管理されており問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。

10 : 36	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 6 番について説明します。8 月 26 日、借受者、貸付者に連絡し現地調査しました。申請地は、南郷町榎原地区で、榎原神社から北に約 3 km の所にある札之尾ふれあいセンターを中心に 2 km 以内に点在する 24 筆の農地です。経営移譲年金受給のため、更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 7 番について説明します。8 月 26 日、譲渡者、譲受者に確認し現地調査しました。申請地は、南郷町脇本地区で、潟上小学校手前の脇本地区に広がる水田地帯の一面です。譲渡者は、議案第 1 号受付番号 5 番の方と同一で、後継者がなく手放すこととなったようです。譲受者は、果樹、水稻の専業農家で問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 8 番について説明します。8 月 26 日、譲渡者、譲受者に確認し現地調査しました。申請地は、南郷町榎原地区で、国道 220 号線を南郷から串間方面へ向うと左手にドライブインがあります。そこから西に約 2 km の所にある畑です。譲渡者、譲受者は親子関係で、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありました	

10 : 39	議 長	が、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 9 番については、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、14 番平賀です。受付番号 9 番について説明します。8 月 24 日、貸付者に電話で確認し、現地調査しました。申請地は、東郷地区東弁分畑中で、東九州自動車道東郷インターチェンジから県道風田星倉線を風田方面へ約 60m 進んだ右手の農地です。中間管理権設定で特に問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 10 番について説明します。8 月 25 日、貸付者立ち合いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町内之田地区で、内之田駅より北郷へ向かって約 300m 進み、フラワーショップの所を右折し 100m 進んだの右手の農地です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 11 番について説明します。8 月 29 日、貸付者に電話確認し現地調査しました。申請地は、東郷地区松永で、県道 27 号線沿い松永交差点から市道を約 100m 入った農地です。現地は、よく管理されていました。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。以上です。	

議 長	続きます、受付番号 12 番から 17 番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 12 番から 17 番について一括して説明します。8 月 27 日、貸付者全員に連絡し現地確認しました。申請地は、南郷町潟上地区で、受付番号 12 番は、潟上小学校の目の前に広がる農地の一画で、県道脇の 2 筆です。受付番号 13 番から 17 番は、潟上小学校から串間方面へ約 5 km の潟上上地区、笹之久保集落から市木へ抜ける農免道路の左側に点在する水田です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きます、受付番号 18 番から 23 番について担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 18 番から 23 番について一括して説明します。8 月 24 日、貸付者全員に連絡し確認しました。申請地は、大窪地区茶園で、茶円公民館から県道 54 号線を串間方面へ約 50m 進み、斜め右側の市道に入り 300m の地点から右側に見える田園地帯です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員のから中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
山 本	はい、議長。
議 長	はい、山本委員
山 本	はい、17 番山本です。受付番号 9 番について質問します。借賃が、10 a あたり 50,000 円となっています。他の所は 10,000 円程ですが、ハウスか何か建っているのですか？
議 長	事務局、お願いします。
事務局	ハウス施設が建っています。ハウスも含めての価格です。

10:47	議 長	ハウスも含めての価格ということです。よろしいでしょうか。
	山 本	はい。わかりました。
	議 長	他に質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 3 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農業委員の辞任に係る同意について農業委員会法第 13 条第 1 項の規定により同意を求められていますので審議をお願いします。農政課長より説明をお願いします。
	農政課長	はい、説明いたします。議案にもありますとおり、山元陸愛委員より令和 4 年 8 月 17 日付けで退職願が市長宛てに提出されました。農業委員会法第 13 条第 1 項の規定によりまして、日南市から日南市農業委員会に同意を求めるものです。山元委員につきましては、7 月 11 日に入院をされまして、現在も入院、病氣療養中です。職務遂行は困難ということから令和 4 年 8 月 31 日をもって辞任するとの届け出を出されました。
	議 長	ただ今、農政課長から説明がありましたが、質疑はありませんか？
全委員	ありません。	
議 長	では、議案第 4 号、農業委員の辞任に係る同意について、同意される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第 4 号、農業委員の辞任に係る同意については同意することに決定しました。	

10 : 49	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。  《報告事項》
11 : 06		終 了

第15回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 田端 功 

署名委員 谷口 宏文 

福山 富得 